

期 間： 令和8年6月22日（月） 午後3時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 岩瀬 教育長、牧岡 委員（教育長職務代理者）、
西郷 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、矢部参事（特命担当）兼教育委員会参事（特命担当）、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
飯島 学校教育専任課長兼指導主事、
青木 課長補佐兼教育総務係長、大竹 社会教育係長、
板川 主事（書記）、
大作 ^{だいさく} 学び共創室長、
井上 教育デザイン官、依田 教育デザイン官

欠席者： なし

傍聴者： 齋藤議員

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- （1）真鶴町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則について
- （2）真鶴町立図書館等スーパーバイザー設置規則について
- （3）「令和8年度真鶴町一般会計予算に対する附帯決議」の対応について
- （4）令和9年度教科用図書の採択における採択地区について
- （5）真鶴町教育ビジョンについて
- （6）教育長の営利企業等の従事に係る許可について

3 報告事項

- 学校建設について
- ひなづる幼稚園入園児について
- 令和8年度6月行事報告・7月行事予定
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

岩瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しましたので、これより令和8年度真鶴町教育委員会6月定例会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

岩瀬教育長： この1か月は議会や全員協議会、学校建設調査特別委員会など様々ある中で、本当にいろいろなことがあったのですが、教育委員会で少しでも情報を出していこうと、誠実にやり取りを重ねてきました。その結果、少しずつ信頼関係を築きながら良い流れができてきているのではないかと思います。土曜日は、まなづる小学校で教育委員会のブースを開いて保護者の声を聞いたり、先ほども話題になりました『note』で発信したりしていく中で、どんどん情報を開いていきながら町の人たちと学校づくりに向けて動いていきたいと思っています。手前味噌なのですが、本当に教育委員会は良いチームで、めざすべき所に向かって、それぞれの強みを発揮しながら今働けていて支えられているなという楽しい気持ちで仕事をやっている感じです。

今日は傍聴がお一方いるということで、齋藤議員ですね。皆さん、傍聴をお認めいただけますか。

全委員： はい。

岩瀬教育長： では、傍聴者の入室を認めます。よろしくお願いします。

【傍聴者 入室】

岩瀬教育長： それでは議事を進めてまいりたいと思います。協議事項（1）真鶴町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐兼係長： はい。では、資料1をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第11条第7項の規定に基づくものです。まず目的を第1条に規定しております。続いて、従事制限の地位を第2条に、申請から許可までの手続きを第3条から第7条に明記し

ております。こちらは法律で「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」とあるため、教育委員会での許可を受けるための規則を制定するものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。何かご意見やご質問があれば委員の皆さん、よろしくお願いいたします。はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員： はい。第1条の目的の3行目の所に「営利企業等に従事するため」とあるのです。これは差し支えなかったら構わないのですが、どんな場合を想定されているのか伺いたいのですけど、いかがでしょうか。

清水課長： はい。まず今回、岩瀬教育長に就任いただいてから、いろいろな所から「アドバイザーになってほしい。」「こういう講演会をしてほしい。」など営利企業を問わず、限らず来ています。法律で専念の義務なども定められている中で、そののところはしっかり教育委員会の中で規則を作り、教育委員会の許可を受ければ良いよというものを今回ここで整備するものです。多分多いものとしては「こういうアドバイザーになっていただきたい。」などがあったり、あとは単発的な講演であったり、そういうものをいろいろ想定はされています。

牧岡委員： 確認させてください。営利企業といっても、教育関係のアドバイザーや教育関係の講演会に出ると。そこで当然報酬みたいのが出るのかということですか。そういう大まかな解釈でよろしいでしょうか。

清水課長： はい。そのとおりでございます。

牧岡委員： はい。分かりました。

西郷委員： すみません。よろしいですか。

岩瀬教育長： はい。

西郷委員： 例えば、一般の教員あるいは、ここの職員の方が報酬をもらって大学でゲストティーチャーあるいは講演をすると。そういう場合は、これとは別に規則があるわけですか。

清水課長： はい。ありがとうございます。私たち職員もそうなのですが、職員は町で定めています。先生については町の方でも規則を定めて、そういうものに則って兼業をさせて、その許可を受けて報酬をもらうことができると。そういう形になっています。

西郷委員： 質問は、なぜ教育長だけ別のこの規則が必要なのかということです。

清水課長： はい。教育長は特別職であって、職員とは違います。今までは多分あまりこういう機会がなかったので定める必要もなかったのですが、今回まさに、いろいろなお声がありまして、これは作らないとまずいのではないかとということで、ここで作らせていただきました。

岩瀬教育長： ちなみに、今来ているのは教育委員会や自治体など、そういう所です。またそれは後から。

西郷委員： ちょうど今日頼もうと思っていたのです。

岩瀬教育長： 他にご質問ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。では、無ければ質疑は終了にしたいと思います。それでは、議題（１）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして（２）真鶴町立図書館等スーパーバイザー設置規則について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐兼： はい。資料2をご覧ください。この規則は、真鶴町立図書館及び真鶴町立学校図書館における運営の高度化、業務の効率化及びサービスの向上を図るため、図書館スーパーバイザーを設置するため制定するものです。趣旨を第1条に、スーパーバイザーの設置を第2条。職務を第3条。任命を第4条。委任を第5条に規定しております。図書館スーパーバイザーの仕事の中身としましては、第3条の職務にありますとおり、4つを掲げております。簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いします。

清水課長： すみません。追加で。

岩瀬教育長： はい。よろしくお願いします。

清水課長： はい。こちらにつきましては、今回設置をするのは2030年の学校、新しい学校に向けてもそうですが、今、公立の図書館と学校図書館も混ざるなど、そういうところもございます。また、今後司書の仕事もいろいろと学校で使うのに今までとは違って、大分混ざってくる。その中で、こういう規則の設置が必要ではないかということで、今回規則を設置させていただいたものです。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご質問ご意見をお願いします。西郷委員をお願いします。

西郷委員： はい。学校教育法における図書司書と何が違うのですか。

清水課長： はい。学校の図書館と公立の図書館は、そもそも法律が違います。根拠法が違ってくる中で、それぞれ専門があるらしいのですが、今回スーパーバイザーとして考えるとところは、その両方ともを熟知されている方で今考えています。

西郷委員： 片方だけではなくて両方。

牧岡委員： はい。

岩瀬教育長： はい。牧岡委員をお願いします。

牧岡委員： 今のお話から考えると、学校の図書館と町の図書館の両方があって、その両方に関わって、このスーパーバイザーは仕事されていくということは、ここに書いてあるように、この両方の関係性をより効率化したり、内容を高度化したり、町民にとっての、子どもにとってのサービスの向上と。そういうのを両方見つめながら両方とも上げていこうという、そんなイメージですか。

清水課長： はい。お見込みのとおりです。

西郷委員： だけど、これは本当に大切です。図書館は本当に大切に、とても良いアイデアです。この人はもういるのでしょうか。

岩瀬教育長： ありがとうございます。他にご質問ご意見がありましたらお願いします。はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員： はい。西郷委員と同じ意見ですが、やはり今後のことを考えた時に、こういう形でスーパーバイザーを置いて「両方の図書館の所に、両方のことをきちんと考えられる人がいる」ということはとても大事なことだと思うので、とても良いスーパーバイザーの設置だと思っています。

清水課長： ありがとうございます。

岩瀬教育長： よろしいでしょうか。では、無ければ質疑を終了したいと思います。それでは、議題（２）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして（３）「令和８年度真鶴町一般会計予算に対する附帯決議」の対応について、事務局から説明をお願いします。

矢部参事： はい。こちらの資料３という形で附帯決議。こちらは議会から
（特命担当） いただいているものでございます。大きく「学校建設推進事業」、

「半島駅伝」についての附帯決議です。それぞれについて予算を議決する代わりに、こういった条件でということでの内容でございます。その後に付けさせていただいているものが、それに対する回答という形で、これはまだ案でございます。すみません。

（案）と書いてございませんが、案でございます。要は、こちらの附帯決議に対して、どのような対応をしたかになります。まず一番といたしまして、「学校建設推進事業」。これが引継ぎ用紙。これは附帯決議に書いてある内容でございます。要は、基礎的な学びへの影響が少ない設備を対象に建築面積の削減を行い、建設費の抑制に努め、その方針、具体的数値、経過、進捗については議会から説明が終わった際にはその求めに応じることという内容でございます。それに対する対応等の報告（案）でございます。義務教育学校建設に関しましては、2026年4月14日から実施設計業務委託事業に着手しております。附帯決議への対応につきましては、4月1日より着任いたしました岩瀬新教育長をはじめとした新体制の下、関係者による協議等を重ねた結果、この大事なところが「基礎的な学びへの影響が少ない設備」ということもあり、当てはめたところでございますが、これはまた後ほどになりますか。一緒の方がいいですか。

清水課長： 一緒の方がいいです。

矢部参事： はい。資料を別に用意させていただいております。いろいろと行ったり来たりしていて、すみません。A3版の折り畳みになります。こちらの左上に資料1、資料2と書いてありますが、資料2をご覧になっていただいた方が分かりやすいかもしれません。資料2の案の1で、まず「教材庫2＋打合せ室、WC4、WC8」と書かれている所で、平米で70㎡という所がございます。図面上で少し濃くなっている所が、まず左側からトイレになります。1階のトイレ。それで右側にスーッと同じように矢印が行っていますが、これが2階のトイレ。トイレを同じ建物の中で1階と2階で、ここは削減しましょう。それと、左側の真ん中ら辺の所にもありますけど、教材庫と打合せ室。こちらについては、費用対効果の面からも削減はやむを得ないだろうというところで今設定をしております。それで右側の案の2です。こちらについては右側には音楽室がございますが、「こちらについても検討してはおりますが。」ということで議会の方にお示ししております。ただ、

(特命担当)

こちらについては、音楽室というよりは地域に開放する際の物を置くなど、そういったことも必要になってくる。また、図書館の閉架室の所の場所もないということ等々もございまして、こちらについては今後また詰めていく形で、実際に削減するのはトイレ二つと教材庫と打合せ室だと想定したものが文章になっているものでございます。そちらを削減していきますと。今後さらに建設費の削減は続けていきますというところで、町への対応、この附帯決議の対応ということで、今度議会に提出しようという今現在の状況でございます。本日は、この教育委員会において、今後この考え方というのでよろしいかということではないですが、「こういう考え方でいいのか」というところを確認していただきたいのが趣旨にございます。半島駅伝大会のことについては私からでいいのですか。

清水課長：

では、私が。2「半島駅伝大会実行委員会補助金」でございます。こちらにつきましても附帯決議で、本事業については総務経済常任委員会の質疑において「町民参加一人当たりに対して 5,000 円を実績として支払うもの」という予算執行における運用方法が明らかとなったことを受けて、この方式を採用した場合に、参加人数が確定するまで補助の金額の見通しがつかず、運営自体ができないのではないかという議会からの附帯意見を受けまして、前回開催しました令和 6 年度と同様の方法で補助金を受けて行いますということで、こちらに答えております。

こちらにつきましては、3 月 12 日に議会から一般会計予算に対する附帯決議ということで、議長名で町長宛てに出されたものです。議会として町長に提出されたものなので今回、教育委員会ではなく、予算案件になりますので町長名で議長宛てに、これを提出するというので今考えております。こちらにつきましても、今日の定例会でご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

岩瀬教育長：

はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いします。はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員：

はい。対応等の報告の上から 3 行目の、これは附帯決議に使われている言葉ですが、ここは確認ということで確認させてもらい

たいです。「基礎的な学び」という文言についてです。すごく昔に一般的な考え方で基礎的な学びと言うと、単純に読み書き計算みたいなことがかかってくるのですが、ここでは、この文言はそういう意味ではなくて、これからの次期学習指導要領などを踏まえた上での基礎的な学びという押さえで、この言葉を押さえていくということによろしいでしょうか。どうですか。

清水課長： はい。こちらのワードについては、議会の方から入ってきたものです。教育委員会としては、そういう考えで受け止めて回答しています。議会も多分同じ考えだとは思いますが、どのような意図で言葉を選んだかというのは分からないところです。ただ、牧岡委員がおっしゃるように教育委員会としては、そういう思いで受け止めて回答しております。

牧岡委員： はい。議会の方は少し分からないということなのですが、対応等の報告について使われている「基礎的な学び」という点については、教育委員会では使っているわけですから、この文言については、いわゆるかつてのような読み書き計算だけではなくて、やはりいろいろな能力を含めた、これからの教育に求められているものも含めて「基礎的な学び」という捉えで、ここに置くということによろしいですね。

清水課長： はい。それで構わないです。

岩瀬教育長： ありがとうございます。他にご意見ご質問はありましたらお願いします。はい。西郷委員。

西郷委員： 私が働いていた東京都世田谷区のバブルの時に建てた立派な校舎の学校と、古い昔ながらの少し建て替えなくてはという所。まったく教育とは関係ないです。素晴らしい校舎だからと素晴らしい教育をやっているわけでもないし、古い校舎だからとやっているものでもない。私はこれを見ても本当に十分で、これだけの器がある素晴らしい教育ができると思います。あまり気になさらないで、予算の中で作ればいいと思います。

岩瀬教育長： ありがとうございます。他にご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では、無ければ質疑は終了したいと

思います。それでは議題（３）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして（４）令和９年度教科用図書の採択における採択地区について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐兼： はい。資料４をご覧ください。令和９年度教科用図書の採択における採択地区についてです。各市町の教育委員会の意向を把握する調査になっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１２条の中に採択地区に関する規定があり、
係長 「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、教科用図書採択地区を設定しなければならない」。第２項に「都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない」となっております。今回、県西教育事務所からこちらの依頼が来ました。来年度の採択地区については、現在は箱根町、湯河原町の足柄下郡三町で共同採択地区ということで進めておりますが、来年度以降も変更しないのか。もしくは変更するのかについて協議をよろしくお願いいたします。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。では質疑に入りたいと思います。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

牧岡委員： はい。

岩瀬教育長： はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員： これは質問というよりも、どちらかということ意見述べさせてもらいます。変更を現行と。そこまで言ってしまっていていいですか。現行が、今の時点では良いのかなと思っています。結局、採択地区を変えるということは、その前の教科書研究をやらなければいけない。例えば、小さくすると真鶴町だけで採択することになると、確かにそれは一つの考え方かもしれませんが、教科

書研究を中学校、真鶴中学校の先生方がそれをやらなくてはいけないということで、そこは非常に負担がかかります。なので、そういうのは現行の足柄下郡の採択地区の中で教科書研究をしっかりとやっていただいて、それを基に採択していくということでもいいのかなと。私は現行がいいのかなと思います。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょう
か。

西郷委員： すみません。本当に門外漢で現状が分からないので、いいです
か。普通は、やはり採択に関して市町村が独自にやって、教育委
員会が主導して、今おっしゃる研究。だから、教員の教科書が変
わる前の年に、その研究組織みたいなものができて、専門の「ど
れにしようか。」と。そういう明示をして「これ、これ、こうい
う理由で、この教科書になりました」という報告書を出している
のですね。それから、一般の町民の方たちにも教科書を展示した
りして、ご意見をいただくのを今しているわけですか。ただ、共
同でそれをされているということですか。

岩瀬教育長： そうです。

西郷委員： 現状のままでいいと。このやり方でいいという意見ですか。

岩瀬教育長： はい。

西郷委員： 分かりました。どうもありがとうございます。

岩瀬教育長： 今、牧岡委員から「現行のままで。」というご意見がありまし
たが、それに関してもしご意見がありましたら、ぜひお願いしま
す。よろしいですか。次はいつでしたか。

西郷委員： 教科書はいつ変わるのですか。まだ先ですか。

清水課長： そうですね。まだ完全には出てないですけど、去年中学校が変
わって、次は小学校ですが、2年後ぐらいではないかと。

西郷委員： 余裕はありますね。ありがとうございます。

岩瀬教育長： ありがとうございます。よろしいですか。それでは牧岡委員からありました「現行のままで。」ということではよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

岩瀬教育長： ありがとうございます。では、採択地区はこのままということで決定いたします。

それでは(5)真鶴町教育ビジョンについて、事務局から説明をお願いします。

大作学び共創： はい。資料5をご覧ください。こちらは真鶴町の教育視点となります真鶴町教育ビジョンになっています。こちらは先月の教育委員会協議会で賜りましたご意見を検討しました後、校長会での意見交換、それから、幼稚園教諭の皆様との意見交換をして検討をしまいいりました。これから策定後も先生方や当事者である子どもたちとも対話を重ねながら更新していくものになります。本文は、まず教育長からのメッセージ、前文からになります。はじめにの所では真鶴町教育理念のことが書かれており、「半島のすべてが子どもの学びの場であり、すべての大人も生涯に学ぶことを楽しみ続ける。そんな町をつくりたい」というメッセージが書かれております。次の段落の教育ビジョンの策定にあたっては、まさに新しい建築だけではなくて、その中でどのような「教育の中身(ソフト面)」を育てるかに向けての思いが書かれております。そして、このビジョンが白紙に新しく描かれたものではなくて、真鶴町の総合計画や教育大綱、そして、小中一貫校に向けて作られました基本構想・基本計画という町の枠組みに位置づけられることも明確に示されております。次の段落では国の動きと、真鶴の挑戦ということで、この5月に中央教育審議会から出されました論点整理を受けて、これから一人一人の子どもたちの多様性を包摂しながら、深い学び・探究・協働・自己調整を実現する場所への学校教育の転換が明確に打ち出されていることと、それが真鶴町が向かっていく方向性と符合するのだということが書かれております。そして最後に、このビジョンが町民の皆様とともに協働していくための道しるべとして位置づけるものであるということが書かれていると思います。

めくっていただきまして、具体化に向けた四つのアクションになります。この辺りは先生方や委員の皆様のご意見をいただきながら変更してきた部分もありますので、改めてご意見をいただきたいと思いますと考えております。一番左の列がアクションです。アクション1から4の内容は変わらないのですが、順番を若干変更しているところがございます。真ん中の列がキーワードになります。それぞれのことを説明する内容が一番右側の列にあります。順を追って見ていただけたらと思いますが、大きな枠組みのところだけご説明申し上げます。アクション1は「全ての子どもの居場所をつくる」。具体的なアクションは四つで、それぞれ個性や多様性を包摂。学びの多様化。安心、安全な学習環境。余白です。アクション2は「自分で考える、決める、みんなで学校をつくる」です。具体的なアクションはそれぞれ子どもの参画。環境を生かした学び。学びの連続性と異年齢の遊びと学び。個別・協働の学びと探求。ことばが生まれ、世界とつながるです。めくっていただいてアクション3は「まちと共に育つ」。具体的なキーワードは四つで、それぞれ地域と創る、まなづる未来学。共創空間の推進。地域とつながる情報発信。そして、家庭との連携です。最後にアクション4は「大人のワクワクを支える 大人も最高に楽しむ」です。具体的なアクションのキーワードが四つで、それぞれ学び続ける先生と共に。先生のはたらく環境。同僚性を大切にした組織。そして、学び共創室の運営となっております。本教育ビジョンの挑戦が子どもたちの参画、日々子どもと向き合う先生方、そして、子どもの育ちを願う地域住民の皆様の居た間になって初めて前に進むものだということを発信したいと考えておるものです。ぜひ、本ビジョンの方向性をご理解いただき、今後の施策の展開に向けたご意見をよろしくお願いいたします。なお、承認をいただきました後、こちらはホームページで公開する予定です。以上でございます。

岩瀬教育長：

はい。ありがとうございます。たっぷり文章もあるので、少し目をとおす時間を取りたいと思います。5分取った後に、ご意見ご質問あるいは感想もいただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

【資料確認】

岩瀬教育長： 大体5分経ちましたが、どうですか。よろしいですか。「はじめに」に、本ビジョンを、行政文書としてだけではなく、町のみなさまと共有し、加筆修正をしながら共に挑戦するための公式な「みんなで指差し、めざしていく道しるべ」として位置づけたいと書きました。今日は、この教育委員会の中で大きい方向性と四つのアクションの所が、これは公式な教育委員会の方針としてご賛同いただけるかというところを確認したいと思っています。文言レベルは、これからも委員の皆様や、あるいは現場の方々とやり取りしながら修正を重ねていく前提であります。ぜひ何か感想を含めてお声を聞かせいただきたいなと思っているのですが、皆さんからお聞きしてもいいですか。

西郷委員： いいですか。

岩瀬教育長： はい。お願いします。

西郷委員： この前、偉そうに教育長に「ビジョンというのは、ビジュアルだと。目に見えるようにしなくては駄目だ。」と。もうそのとおりになっていて、目に見えました。これを読んで、どんなビジョンかという、幸せな子どもたちです。ここで働けることは。それから面白いのが大人のワクワクの所に先生方の働き方についても書いてあって、これは珍しい。あまりこれに触れるビジョンはなくて、いや。これは悩みました。一つ一つが具体的で本当に目に浮かびます。これは素晴らしい。虚勢ではなくて、これは素晴らしいと。三重県の某牛肉で有名な市のビジョンを検索して見てください。最低です。悪い例として見てください。意見を言う機会があったら、これはひどいではないですか。もう教育長のビジョンがそもそもなくて、各部に「これを書いておいて。」とより集めたようなもので全然。これはもう日本一のビジョン。本当に素晴らしい。本当に目に見える。もう拍手です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。高橋委員はいかがでしょう。

高橋委員： 優しいです。とても優しい。伝わります。分かりやすいですし、あと、子どもが真ん中にあるのがよく分かります。今までと違う。

岩瀬教育長： 優しくて伝わるというのは非常にありがたいフィードバックだと感じました。岡田委員いかがでしたか。

岡田委員： 読みやすくできていると思います。あと個人的に気になるのは、この国の動きと真鶴の挑戦の中で「教師と子どもに余白を生む実現可能性」。この余白はどんなふうに生み出すのかなと少し。私の中では今まだ想像できてないのですが、どんなふうに生み出していくのかも見られるのだなと思って期待をしていますし、楽しみにしています。あと、教育支援センター。アクション1の学びの多様化の中に教育支援センターのことが出ているのですが、昔からこの場所にあるのがすごく気になっていて、一番端で一番奥まわっていて、何かいかにも不登校している子を隠さなくてははいけないみたいなイメージになりやすい場所ではないかなと昔から思っていて、あの場所はきっとこの移行する中でそういうのも、もしかしたらもう少し明るい、窓が大きくて良い場所があれば移動していただけると良いのかなと思っています。あとはアクション3の地域とつながる情報発信の中の、先ほどの真鶴noteみたいなものがもっと保護者にも行き渡ったら分かりやすく、もっと浸透しやすいので良いのではないかなというのは、すごく分かりやすく全部ができていて良いと思います。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。最後、牧岡委員はありますか。

牧岡委員： 基本的には、先ほど高橋委員が言っていた子どもが真ん中にあるのがよく分かるような書き方、内容もですが、基本的にはこれで大賛成なのですが、少しこだわりを言ってもいいですか。

岩瀬教育長： どうぞ。

牧岡委員： 「半島まるごと学校」がありますね。あの言葉に触れる度に何か違和感がずっとあったのです。それで前回も何かあって、その時も違和感を抱いていて。そのあと少しそれを考えて、私は真鶴町岩の人間なのです。それで半島と言うと、やはり岬の方でしょう。「私の住んでいる所は半島じゃないぞ。」と。何か違和感を覚えたのはそこだったのかと。多分それは私だけではなくて、いわゆる半島まるごと学校、岩地区の人で言う人はいないと思いますが、何かそれが何となく違和感であるのかもしれないと思ったのです。何か

そうすると、はじめの「半島のすべてが」という所は、これはもう「真鶴のすべて」や「町がすべて」の方が良いのかなと。何かこれは引き継ぎの中で前から半島まるごと学校があったわけで、あの頃から何となく違和感があつて、ずっと違和感を持ち続けてきて、それで「自分が住んでいるところは岩地区だから。」という。だから、ずっと引っかかっていたのだなと。

西郷委員： 半島のイメージがそうなのです。外から、東京から見ると真鶴は半島と。

岡田委員： そうですね。

西郷委員： 観光も悪いのですね。

牧岡委員： これは「絶対変えてください。」とは言えない。岩地区の代表としては一言言っておかなければという感じですね。それから、もう一つ。具体的なアクションが非常に分かりやすい。基本的に分かりやすい。ただ、余白の所がありますね。「園・学校生活の時間・空間・関係性の余白をつくる」というのが何か少し浮かばない。ビジョンにならないぐらい。そこが少しと思います。あえて言うと。気が付いたのはその二点で、あと例えば、これは基本的なビジョンで、もうこれですずっとやっていくという意気込みで作ったと思いますが、やはり1年おきや何かの時にビジョンそのものを見直して更新していくと考えていいですか。

岩瀬教育長： ありがとうございます。では、今4人から感想とフィードバックをいただきましたが、それに対する応答はいかがでしょうか。

大作学び共創： 委員の先生方のご意見をいただきまして、ありがとうございます。共創室のメンバーだけではなくて、校長先生、園長先生、園の先生方、当時もまだ全員ではないのですが、ご意見をいただきながら作ってきたものなので、委員の先生方が「この方向性だね。」というふうに言っていたのかと思います。嬉しい気持ちと心強い感じで受け取っていただきました。幸せな子ども時代や優しさ、子どもが真ん中にいられますなどがビジュアルで、それぞれ皆さんの中に思い描けたのは、これから地域の皆さんや先生方、子どもたちと共有していくのもとても大事なことで、その一

歩が踏み出せたかなと思っております。定例会の後にお時間をいただけるようでしたら、このビジュアルのものをさらにイラストなどを交えたものとして、今、準備を進めていますので、そちらも少しご紹介できたらなと思っています。

岩瀬教育長：

ありがとうございます。今日いただいた文言の細かいところは、これからも現場ともやり取りしながら修正を重ねていくので、今、牧岡委員からいただいた大事なフィードバックもこれからの生かして修正していきたいと思ひますし、これは何か生き物だと思ひるので、これからどんどんより良くなっていくもの、固定化されたものではないというのはしたいなと思ひます。他にご意見ご質問はありますか。

西郷委員：

短く。今、余白に疑問で、私は実は余白とは言ひてなかつたので。「学校の中で一人の時間を大切にしましょう」という学校運営をしていた。学校とは何か集団主義で、みんな一緒に、例えば独りぼちでいる子が悪い。教室に一人でいる子は良くない。「何かあるのではないか。」と心配するような雰囲気がある。そうではなくて一人でボーッとしているなど、そういう時間を大切にするという方針と同じ考えなのではないかなと思ひます。余白というのが何か理解しにくいんだけど、一人でいる時間。その時に子どもたちは成長するのです。いろいろなことを考へて、自分のことについて、その時間がないと成長できない。それをきつと。違つたら、すみません。これはとても大切だなと思ひながら先ほど。

岩瀬教育長：

ありがとうございます。貴重な意見をいただきました。他にありますか。よろしいですか。それでは質疑を終了したいと思ひます。それでは真鶴町教育ビジョン、教育委員会公式の方針として賛成していただける方は挙手をお願いします。

全委員：

(全員挙手)

岩瀬教育長：

ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして(6)教育長の営利企業等の従事に係る許可についてです。これに対しましては、先ほどご審議いただきました規則の第5条で「審議及び議決には、教育長は加わることは

できない」ということになっておりますので、この進行を職務代理者の牧岡委員にお願いしたいと思います。お願いします。

牧岡職務代理者： はい。分かりました。では、そういうことですので私の方で進めさせていただきます。資料6について、事務局の説明をお願いします。

青木課長補佐兼： はい。資料6をお願いします。案件が2件ございます。一つ目はホチキス留めの1枚目、鳥取県教育センターの案件でございます。こちらは独立行政法人教職員支援機構の令和8年度・9年度「新たな教職員の学び」協働開発推進事業を鳥取県教育センターが受託され、その外部有識者のアドバイザーとして岩瀬教育長にお願いしたいというものです。従事期間は令和10年3月31日まで。従事を必要とする理由は裏面に記載のとおりになります。続けて二つ目、2枚目をご覧ください。こちらは高知県須崎市教育委員会が主催するものです。8月21日に開催される「すさき Education Day2026」での鼎談^{ていだん}のお願いとなります。こちらの従事期間は令和8年8月20日から21日の2日間です。従事を必要とする理由は裏面に記載のとおりとなります。説明は以上です。よろしくお願いします。

牧岡職務代理者： はい。では二つの申請がありますので、一つずつ審議して決めていきたいと思います。まず一件目、鳥取県教育センターから出されている申請書について審議をします。これについてご質問ご意見がある方はお願いします。よろしいですか。では無いようでしたら、この申請について許可をすることで賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡職務代理者： はい。全員賛成です。申請については許可をいたします。二件目、須崎市教育委員会から出されている申請について審議を行います。この申請についてご質問等がある方はお願いします。よろしいですか。では申請について許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡職務代理者： 全員賛成です。この申請についても教育委員会として許可をいたします。特に申請については、二つとも許可ということで事務局はよろしいですか。

事務局： はい。ありがとうございます。

牧岡職務代理者： では、議題（６）教育長の営利企業等の従事に係る許可についての審議を終わります。司会を教育長に戻します。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございました。本日予定しておりました協議事項は、これで全て終了となります。

それでは報告事項に移ります。まずは学校建設について、事務局からお願いします。

矢部参事：
(特命担当) はい。私から。すみません。資料番号は振っておりませんが、左ホチキス留めの資料が６月１９日に特別委員会に出した資料でございます。Ａ３版で畳んであります方が、その前の６月１２日の全員協議会に出した資料です。少し付随しますので、この資料を参考までに配布いたしました。事業内容を簡単に説明します。要は、先ほどの日本一の教育ビジョンを実現するためには、その本幹となるべき学校を造らなくてはいけないと。そのために、いろいろと「予算がどうだ。」「こうだ。」ということになっておりますが、私も教育長も４月から来たということもあるので、分からなかったものを一つ一つ整理していったものを並べております。こちらのＡ４版の方でいきますと、まず概要といたしましては「どれぐらいの費用が実際かかるか」というところが多分根幹にあると思います。基本的な数字をいうと、大体年間５４,０００,０００円くらいが町負担額という。行政用語でよく真水と言いますけど、要は補助金もつかないで税金から出していくお金という部分の負担が大体５４,０００,０００円ぐらいただと。お金を借りると償還期間、ローンの期間があるのですが、そのローンの期間は大体２５年なので、２５年間それを払い続けていくと義務教育学校の支払いが終わるよというお金が年間５４,０００,０００円と大体今、算出しております。実際、高いのか安いのか。どうなのだというところの部分を検証していったものでございます。町の方で令和２年度に『長寿命化計画』というのを作成しております。実際に比較するとしたら、それと比較するのがいいだろうというこ

とで、そちらが令和2年度にございました。今、令和6年になりまして、物価の上昇率でいくと大体の建設単価が1.66倍になっています。その部分を勘案していきまして、その上の真ん中ぐらいの段でいきますと39,000,000円から82,000,000円も増えているのだと。これが年間負担額ですね。あと、一番大事なのは過疎団体であるうちに建設をしないと、到底この建物は建たないと。こちらが過疎債を使えなかった場合を算出してみると、単純に20,000,000円ほど町の、その真水と言われる町民の税金で出ていくお金が増えていく。ここの一番上の段にはないのですが、さらに、小学校が学校施設でなくなれば小学校の維持管理経費がなくなるというところで行きますと、大体それが10,000,000円。そうすると大体44,000,000円程度の真水と言われるお金が出ていくと。さらに、大規模改修の必要がなくなるわけなのですね。学校ができれば大規模改修が必要なくなるので、大規模改修がどれぐらい落とされていたかというところ、それが大体4,500、46,000,000円になるわけです。そうすると、町の負担額は今大体44,000,000円。それで大規模改修をやるとしたら4,700、48,000,000円かかるとしたら、それで相殺されてしまうわけですね。そうすると大規模改修は絶対しなくていけないのですが、した場合と同じ条件で新しい学校ができるのだというようなイメージです。何となく分かっていただけだと思うのですが。必ず建て替えをやっていきます。だから、その建て替えをする時期が延びるという意味になりますが、そういったところでいきますと、今の物価上昇を考えても現在の建設費では到底建てられないところもあれば、今でしょうというところの説明をズラッと書いてある次第です。それで、これを読むと大体中身が分かるようになっていると思うので、こちらの中身は説明いたしません。一番後ろのページですが、これが過去に言われていた、教育委員の皆さんもご存知の「3,000,000,000円と言われているものが何でか。」というところと、議会が出てきた「3,000,000,000円の時に400,000,000円と言われていたのに、何で6,000,000,000円で800,000,000円じゃないんだ。」という質問もございました。そういうところのからくりを表にしてあります。簡単に言ってしまいますと、少し色を濃くしている所ですが、対象事業費の捉え方が分からなかった所が少し違っていたのです。当時は、対象事業費は過疎団体だと補助率の55%と決められているので、その対象事業費というのが総事業費。要は、建設事業費全体の対象事業費として、それに55%を掛けていました。またこれも複雑なのですが、過疎債というのは充当

100%というのです。充当と言うのは、この対象事業費を全部 100%、例えば 3,000,000,000 円全部に 100%充当して「100%全部借りられるよ。」という過疎債です。それで交付税措置というのがあって、毎年お金を期間償還していくと、例えば 1,000,000 円払えば 700,000 円は国がくれます。残りの 300,000 円だけ、みなさんの税金で払ってくださいねというイメージなのですね。その部分を鑑みますと、一番右側の実質町負担額が 405,000,000 円だったということになります。実際は、その下の段なのです。実際の補助率 55%は変わらないのですが、この対象事業費が圧倒的に違いまして、これが 2030 年 5 月 1 日の状態ですね。要は、実際に作った時の学級数が基準になってしまうのですね。その学級数に基準単価。これは国が定めた「建設費がこんなもんだろう」という単価を掛けて演習します。そうすると恐るべきことに、この構成比を見てもらったら分かるのですが、補助金の額が 46.4%と 50%にも満たないのですね。そういうところで実際の国庫補助金の額が少なくなってしまったというところが、この当時の試算とは変わっていますよと。「何でこんな少ないんだ。」というよりは、「いや。対象事業費の捉え方を実際にちょっと調べていったら、こういうことになりました。」という基を書いてある資料でございます。非常に雑ばくなのですが、これの基準になるものが、こちらにあるこの前の全体協議会に出した全体ですね。外構工事や取り壊しなどといった表になっているのですね。そういったものを併せて見ていただければ分かると思うのですが、分からなければ説明いたしますので、直接お越しいただければご説明させていただきたいと思います。すみません。難しい話については以上でございます。

岩瀬教育長： ありがとうございます。また細かいところもあるので何か分からないことがあったら、いつでも矢部さんの所に行っていただければ懇切丁寧に。このことは町民の皆さんにも受け入れていただきたいので、何らか町民が分かる形で発信するものを今きちんと捉えていこうと思っています。

牧岡委員： 少しいいですか。

岩瀬教育長： はい。

牧岡委員： 町民の人で、ある程度いろいろなからくりが分かっている人の

中でも、その国庫の 55%というのは結構みんな何かそう思っている人が何か多いと。そんなたくさんの人と話したわけではないのですが、何かほとんど人が「55%じゃないの。」みたいな。ここにいる時は私もそう思っていました。そこも、もし質問があったら丁寧に説明していただければと思います。お願いします。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。
では次、ひなづる幼稚園入園児についてお願いします。

板川主事： はい。資料 7 をご覧ください。入園児について 5 月 27 日付で 1 名の入園申請があり、6 月 15 日に入園の専決処分をいたしましたのでご報告します。今回入園するのは女児 1 名。町外のお子様になり、7 月 1 日より通園いたします。入園後、令和 8 年 7 月 1 日時点の園児数は資料に記載のとおり年少 6 名、年中、年長 4 名ずつの計 14 名になります。報告は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございました。
続いて、学校教育関係についてお願いします。

青木課長補佐兼： はい。それでは事業報告の 6 月をご覧ください。3 日に小学校
係長 5 年生の宿泊体験学習の予定だったのですが、台風が来たため、
9 月 9 日、10 日に延期となりました。15 日から 18 日までが幼稚園の自由参観。先日、20 日土曜日は小学校の公開日。22 日、本日は定例会です。26 日金曜日には小学校就学に向けた交流会として、町内の年長の学年の子たちが集まります。

裏面をご覧ください。7 月の予定です。6 日月曜日は小学校 6 年生が、岩海岸で水辺の安全教室を行います。翌日が予備日です。ここに記載はないのですが、本日、中学校から通知が来て、16 日午後 1 時 5 分から『さよなら旧校舎 生徒会ラストセレモニー』ということで、今の生徒会の生徒たちが最後の真鶴中学校校舎のセレモニーを自主的に開催してくださることなので、教育委員の皆様には後ほどメールにてご案内文を送らせていただきます。翌日、17 日に幼小中 1 学期終業式。27 日、教育委員会定例会。28 日にふるさと教育研修会と言って、新しく真鶴町に赴任された先生方を対象に指導主事が真鶴町を案内いたします。30 日木曜日の学校運営協議会は閉校する前に、最後に真鶴中学校を会場に実施します。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございました。続いて、生涯学習関係についてお願いします。

大竹係長： はい。それでは生涯学習・社会教育関係です。表面の6月をお願いいたします。1日には真鶴の海の環境や特徴、海洋生物について学ぶ海の学校を開催しております。同事業につきましては6月中に8回、9団体を受け入れる予定でございます。12日、15日、16日、17日、18日、27日、29日に開催予定です。7日には町民フライングディスク大会、これは今年度第1回の大会として開催をいたしました。「8自治体」とありますが「8自治会」の誤りでございます。8自治会12チームが参加して、フライングディスクを楽しみました。8日には、グローバル人材育成事業の小学校5年生を対象にした事前説明会を開催しました。保護者同伴のもと、参加申し込みがあった10名全員が参加しております。14日には磯の生物観察会を内容といたしました海のミュージアムを開催しております。同事業は28日にも予定しております。18日にはグローバル人材育成推進協議会を開催し、小学校5年生の事前研修の内容等を協議いたしました。20日には一般知識や教養を高める成人学級を開催いたしました。「第2回真鶴検定に挑戦してみよう！」ということで、観光ボランティアの方々を講師にお迎えしまして、実際にコースを歩いて問題を解く講座を開催しました。21日には下郡三町のスポーツ推進委員が一堂に会してニュースポーツのモルックを体験する研修会を開催しております。明日は美術館運営審議会を開催する予定でございます。24日には成人学級の2回目として、「真鶴の海の変化を感じ取ろう！」ということで、現在博物館で開催されている『海中写真展』の観覧と、栢沼学芸員による現在の真鶴の海の状況について説明をしていただく予定です。28日には子育て学級として、リトミックの体験教室を予定しております。

裏面をお願いいたします。7月の予定でございます。3日には町民運動会運営委員会第1回目を開催いたしまして、10月に行われる町民運動会へのスタートが切られる予定でございます。8日にはスポーツ協会の理事会を開催しまして、現在活動している7部への助成を行う予定でございます。10日には真鶴半島駅伝競走大会実行委員会を開催いたしまして、7月以降のスケジュールについての確認をし、一つ一つについての協議を行う予定でございます。16日には町民文化祭運営委員会を開催しまして、10月から11

月にかけて開催する文化祭へ向けた動きがスタートいたします。20日以降につきましては夏休みに入りますので、小学生児童を対象とした夏休み子どもフェスティバルが開催いたします。20日にはトップを切りまして、「ヨットの体験乗船会」を開催します。22日には「子どもアート教室」といたしまして、美術館学芸員を講師に折り紙で切り絵を作成する事業を今年度は企画いたしました。また、23日には八芸会の皆様の協力を得まして、「子ども陶芸教室」を開催する予定です。24日には青少年指導員の方々の協力を得て、貴船まつり夜間特別パトロールを実施します。29日には夏休み子どもフェスティバルといたしまして、「夜のプランクトン観察会」を真鶴港で開催いたします。翌30日には、「おたのしみ工作教室」ということで図書館蔵書を活用して、今年度は牛乳パックで立体パズルを作る事業を予定しております。一つ、記載漏れがございました。4日土曜日には図書館事業として、夏のおはなし会を開催する予定でございます。以上でございます。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。他に報告事項は何かございますでしょうか。よろしいですか。今、報告事項について牧岡委員から一つ質問があるということでお願ひします。

牧岡委員： 質問というのは、幼稚園の来年予定見込みは年少が1名ですか。

板川主事： そうですね。7月1日では1名です。

牧岡委員： 現在のところは。それで、私は町民の知り合いの方と子育て応援カフェをやっていまして、子育て世代の人たちが「いろいろな話を聞こう。みんなでいろいろ悩んで、何か話し合おう」ということをやっていて、ちょうど先週の土曜日がその日だったのですね。そうしたら、幼稚園の保護者の方が来られて「子育てに直接の心配はないんですけど、今のところ、来年入ってくるお子さんが1名だということで、このままいくとどうなっちゃうんでしょうかね。何か心配です。」という相談だったのです。その方は幼稚園の今やっている教育や保育については、とても良い内容をやっているからこそ、幼稚園のそういうものを大事にしたいですという思いが根底にあって心配されているということで、私がすごいなと思ったのは、その方はただ心配するだけでは

なくて「何か自分にできることはないでしょうか。」ということも相談の中に入っていたのですね。その時にいたメンバーで考えたことがあって、時間がなくなってしまうので、それは割愛しますが。とにかく保護者の方で非常に「これから幼稚園はどうなるのだろうか。頑張っしてほしいのに。」という思いがある方がいらっしゃることはお伝えをしておきたいです。それから、もう一点。町民運動会で表彰されるお子さんのことです。南関東大会で優勝。大会新記録で、優勝で今度はインターハイに出るということで、以上です。

岩瀬教育長： ありがとうございます。

清水課長： すみません。訂正がございます。今、板川の方から来年度のというところではあったのですが、まず満3歳児で来年入る子の子が、前倒しで入りますよという子が1名。基本的に入園の手続きとしては12月ぐらいに調整しますので、そこにならないと正式には分かってこない。もしかしたら転入者や生まれている人数の確認などは多分なかなか皆さんも分からないところで、今は確実に教育委員会も1名とは言い切れないということだけご承知いただければと思います。

牧岡委員： 少し補足すると、来年1名というのは何となくみんな保護者の中でもあるみたいなのです。その方が心配したのは、「1名だと他のところに行ってしまうのかな。」というのをすごく心配していたので。

清水課長： はい。ありがとうございます。今ひなづる幼稚園の倉澤園長先生もできるだけ園児を増やす手をいろいろ考えています。今年度については延長保育の延長時間をさらに長くしたり、いろいろとそういう周知なども行っていたり、ひなひなクラスの回数も増やしたりなど、そういうことも今やっている中で、なかなか伸びてこないところはあるのですが、また、そこら辺の何か情報がありましたら、どんどん教えていただければ、教育委員会も何か動いたりしますので、ぜひ情報提供などをお願いできればと思います。

牧岡委員： またすぐに行きます。

岩瀬教育長： それでは、これもちまして6月の教育委員会定例会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。